

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等にかかる令和3年度国保税の減免制度について

対象

次の1または2のどちらかに該当する場合、申請により国保税が減免されます。

1 新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

2 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の①～③の全てに該当する場合

- ①世帯の主たる生計維持者の令和3年の事業収入等のいずれかが、令和2年の当該事業収入等の30%以上減少する見込み
- ②世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額が1,000万円以下
- ③世帯の主たる生計維持者の令和2年の「30%以上減少が見込まれる事業収入等」にかかる所得以外の所得の合計が400万円以下

※事業収入等とは、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入をいいます。株の取引による収入等は含みません。また、異なる種類の事業収入等を比較することはできません。

※①の要件においては、「持続化給付金」、「頑張ろう！応援給付金」、「時短要請協力金」などの国・県・市からの各種給付金については、収入の計算に含めません。ただし、②、③の要件において所得を計算する際は、税法上の取扱いに準じます。

申請方法

減免申請書に記入のうえ、事実関係を確認できる下記の書類の**コピー**を添付して郵送でお送りいただくか、市民税課もしくは各総合支所総務課税務係の窓口へ提出してください。

減免申請書は市のホームページからダウンロードしていただくか、市民税課や各総合支所の窓口でも配布しています。

1 新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

例：死亡診断書、医師の診断書、入院勧告書など

2 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合

世帯の主たる生計維持者について、次の①～③の添付書類が必要です。

<①令和2年中の収入・所得状況が分かる書類>

例：確定申告書（控）や住民税申告書（控）、源泉徴収票など

※給与収入以外の事業収入等のある方は、国・県・市からの各種給付金の有無を確認できる書類（例：収支内訳書（控）など）も必要です。

<②令和3年中の収入見込み額が分かる書類> ※令和3年1月1日から申請時点までの収入実績が分かるもの

例：給与明細書、売上帳簿、事業収入等の振込額の記載がある預金通帳など

<③該当する場合に必要な書類>

以下のア、イに該当する場合は、それぞれ例で掲げるような書類が必要となりますので、上記①及び②の書類とあわせて提出してください。

ア 保険金や損害賠償等により補てんされるべき金額がある場合

例：保険契約書など、補てんされる金額が分かる書類

イ 失業または事業の廃業に該当する場合

例：離職票、退職証明書、雇用保険受給資格者証、廃業届など

申請期限

令和4年3月31日まで

※申請期限を過ぎますと、減免が適用できませんのでご注意ください。

うら面の注意事項も必ずお読みください。

注意事項

- ・主たる生計維持者以外の方が、死亡又は重篤な傷病を負った場合もしくは事業収入等の減少があった場合は、減免の対象にはなりません。
- ・世帯内に未申告の方がいる場合、減免額の計算ができませんので、先に所得の申告をしていただく必要があります。
- ・非自発的失業軽減制度に該当する場合は、本減免制度の対象外となります。ただし、給与収入の減少に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかの減少も見込まれる場合は、本減免制度の対象となります。
- ・世帯の主たる生計維持者の「30%以上減少が見込まれる事業収入等」にかかる令和2年の所得が0円以下である場合は、計算上、減免額が0円となるため、本減免の適用は受けられません。
- ・申請を受付した後で、改めて審査を行い減免の可否及び減免額の決定を行いますので、申請を受付した場合であっても、審査の結果によっては減免が不可となる場合もあります。
- ・審査には、1～2週間程度の日数がかかることが予想されますので、あらかじめご了承ください。
- ・審査の結果、全額免除にならなかった場合（一部免除になった場合）は、納期限を過ぎると督促手数料や延滞金がかかる場合がありますのでご注意ください。
- ・審査の結果は、後日、郵送でお知らせします。減免可となった場合は、税額変更後の納税通知書をお送りします。減免不可となった場合は、減免却下通知書をお送りします。
- ・申請により減免を受けた場合でも、後日調査により減免事由に該当しなくなった場合には、減免が取り消されることがあります。

減免対象となる国保税

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に納期限が設定されている令和3年度分の国保税が対象です。

なお、令和2年度末に国保資格を取得し、資格の取得日から原則14日以内に国保加入手続きを行っており、令和3年4月以後に令和2年度分の国保税の納期限が設定されている場合は、減免対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。

減免額の計算方法

1 新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

上記の「減免対象となる国保税」の全額を減免します。

2 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合

以下の計算式により、上記の「減免対象となる国保税」の一部を減免します。

$$\text{減免額} = \frac{\text{世帯の主たる生計維持者の「30\%以上減少が見込まれる事業収入等」に係る前年の所得額}}{\text{世帯の主たる生計維持者及び世帯内の全ての被保険者の前年の合計所得金額の総計}} \times \text{上記の「減免対象となる国保税」} \times \text{下表の減免割合}$$

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	100%
300万円超～400万円以下	80%
400万円超～550万円以下	60%
550万円超～750万円以下	40%
750万円超～1000万円以下	20%

※事業等の廃止や失業の場合は、減免割合は100%とします。

問い合わせ先：西条市役所 市民税課 国保税係 TEL：0897-56-5151

東予総合支所 総務課 税務係 TEL：0898-64-2700

丹原総合支所 総務課 税務係 TEL：0898-68-7300

小松総合支所 総務課 税務係 TEL：0898-72-2111